平成２２年（フ）第５３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北１丁目９番地15―101号
債務者　山本　由香
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６１号
滋賀県彦根市地蔵町12番地34、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町長野268番地１
債務者　水谷　直美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８１２号
兵庫県赤穂市有年牟礼664番地１
債務者　山西　尚子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８号
兵庫県姫路市飾磨区城南町１丁目40番地　プロムナード201、従前の住所神戸市西区池上３丁目７番地の１―208
債務者　濱田塗装こと　濱田　眞臣
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県姫路市北平野２丁目15番６号
債務者　山岡　和樹（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市岡町60番地　姫路岡町住宅２―412
債務者　谷本　　薫（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋754番地の７
債務者　東本　美保
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市北条永良町216番地
債務者　西川　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市三条町１丁目65番地　グランパス三条607
債務者　福田　武志
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６２号
兵庫県高砂市中島１―３―19、住民票上の住所兵庫県高砂市竜山１丁目14番１―405号
債務者　天野　容子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕660番地の１　雇用促進住宅２棟102号
債務者　辻垣みどり
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第５５号
鳥取県米子市皆生６丁目７番32号　305号
債務者　澤田ちあき
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２０９８号
広島市東区矢賀１丁目６番74号
債務者　藤堂　旨弘
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７号
広島市佐伯区美の里１丁目10番12号
債務者　豊田　沙織
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２号
広島市佐伯区藤の木２丁目11番９号
債務者　石渡興業こと　石渡　太司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３号
広島市佐伯区藤の木２丁目11番９号
債務者　石渡　眞美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３号
広島市東区中山東１丁目11番５―102号　Ⅱ
債務者　落海　　巌
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部